第80号議案

豊後大野市職員の再任用に関する条例の一部改正について

豊後大野市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年9月1日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号)の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、本条例において引用する法の条項について改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市職員の再任用に関する条例(平成17年豊後大野市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」 に改める。

附則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。